

判決年月日	平成22年3月29日	担当部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成21年(行ケ)10142号		
無効審判請求を不成立とした審決が、進歩性の判断に誤りがあるとして一部取り消された事例			

(関連条文) 特許法 29条 2項

(要旨)

被告は、発明の名称を「粉粒体の混合及び微粉除去方法並びにその装置」とする特許第3767993号(請求項の数4)の特許権者であるが、原告が上記特許の請求項1～4について無効審判請求(無効2008-800092号事件)をし、これに対し被告が平成20年8月8日付けで請求項1～4等につき特許請求の範囲の変更等を内容とする訂正請求をしたところ、特許庁が、請求項1～3についての訂正は認めるが請求項4についての訂正は認めないとした上、訂正後の請求項1に係る発明についての特許を無効とし、訂正後の請求項2及び3並びに訂正前の請求項4について請求不成立とする審決をしたことから、請求項2, 3, 4に関する審決部分に不服の原告が、その取消しを求めた事案である。

争点は、上記訂正後の請求項2及び3に係る発明(本件訂正発明2及び3)が引用例(甲2装置発明, 甲3発明)に記載された発明との関係で、請求項4(訂正前, 本件特許発明)に係る発明が引用例(甲2装置発明, 甲4発明)に記載された発明との関係で、それぞれ進歩性(特許法29条2項)を有するか、である。

本判決は、次のとおり判示するなどして、本件訂正発明2及び3については特許法29条2項に違反する無効理由はないとした審決の判断に誤りはないが、本件特許発明4は甲4発明から容易想到であるから、これと異なる審決の判断は誤りであるとして、審決の請求項4に関する部分を取り消したものである。

「(4) 原告は、レベル計の位置に関する上記相違点4-2について、甲4発明に甲2公報に開示されたレベル計を組み合わせることの容易想到性を否定した審決の判断に誤りがあると主張するので、この点について判断する。

本件特許発明4においてレベル計を設置する技術的意義をみると、特許請求の範囲の記載(請求項4)には「...前記供給管の横向き管における最下面の延長線の近傍位置または該延長線より上方位置に、材料の充填レベルを検出するためのレベル計を設ける...」と特定されており、本件訂正発明2ないし3と同様、未混合材料が一時貯留ホッパーに落下することを防止することを目的とするものと一応は解することができる。

しかし、供給管については、「...該流動ホッパーの出入口と縦方向に連通した縦

向き管と、この縦向き管に横方向に連通され材料供給源からの材料が供給される横向き管とからなる供給管…」と特定するのみで、これが縦向きに連通する場合に限定されているものではなく、かえって、段落【0051】(甲1)の記載によれば、縦向き管の下方の開口部が塞がっている形状、すなわちエルボ管(L形管)からなるものも開示されている。

そして、供給管がエルボ管から構成される場合には、未混合材料が一時貯留ホッパーに落下することは想定できないから、その場合のレベル計の位置には、もはや未混合材料が一時貯留ホッパーに落下することを防止するとの技術的意義を見出すことはできず、単に混合済み材料の充填レベルを検出するという意味を有するにすぎないこととなり、その位置について「前記供給管の横向き管における最下面の延長線の近傍位置または該延長線より上方位置」とする特定にも格別の技術的意義はないというべきである。

他方、甲4公報の前記(1)の記載によれば、甲4発明は、供給管12が「横向き管の先端がL字状に曲げられ出口28が上向きとなされ、この上向き出口28が供給口兼排出口4にその下方から粉粒体流出間隙29を形成するようにして対向する」といった構成を有することで、従来の混合装置において必要であった開閉ダンパーを用いずに、未混合材料が混合槽に行かずに下方に落下するという課題を解決するものであり、また、甲4公報におけるシーケンサー・レベル検知器は、その作用により自動的に吸引装置19が作動されるもので、その検出結果に基づきエア吸引手段の運転・停止を制御するというものであるから、同検知器の位置が有する技術的意義も、混合済み材料の充填レベルを検出するためのものといえる。したがって、甲4発明においてレベル検知器を設ける位置は甲4発明が解決すべき課題とは無関係であり、当業者において適宜設定すべき事項といえることができる。

そして、混合済み材料の充填レベルを計るという観点からすれば、レベルの検知器は混合済み材料を貯留する場所、すなわち甲4発明においては案内ホッパー25に設置するのが通常であるし、しかも、案内ホッパーは混合済み材料を一時的に必要な量貯留するために設けられているものであって、案内ホッパー内の貯留量が十分な量に達していないにもかかわらずエア吸引手段の運転を停止する必要性は見出し難いことからすれば、案内ホッパー内におけるレベル検知器を同ホッパーの下部に設けることは考え難く、むしろ同ホッパー上部付近に設ける動機付けがあるといえることができる。

そうすると、甲4発明において、充填レベルを検出するためのレベル検知器の設置位置を、供給管の横向き管における最下面の延長線の近傍位置又は該延長線より上方位置に変更することは容易というべきである。」